

（第61号議案）

子ども・子育て支援新制度施行に向けた特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の運営基準の制定について

1 議案名

中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

2 制定の背景と趣旨

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）が施行される予定である。

この新制度は、子ども及びその保護者に必要な支援・給付及び子育て支援を総合的かつ計画的に行い、子どもの健やかな成長のための適切な環境が等しく確保されることを目的としたものである。新制度においては、教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、地域型保育事業を市区町村による認可事業として児童福祉法に位置付け、利用者が、多様な施設や事業の中から利用するサービスを選択できる仕組みとすることになっている。また、給付の実施主体である区市町村が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付・地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認することとされている。

この新制度の施設・事業者の運営基準については、子ども・子育て支援法において、市区町村が国の定める基準を踏まえて制定することとされているため、この基準を制定する。

3 施行期日

子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。ただし、附則第6条の規定は公布の日から施行する。

4 主な内容（条例の骨子）

条項		制定する主な内容
第1章 総則（第1条～第3条）		・ 条例の趣旨 ・ 特定教育・保育施設等の一般原則等について規定
第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準		
	第1節 利用定員に関する基準（第4条）	特定教育・保育施設の利用定員について規定
	第2節 運営に関する基準（第5条～第34条）	・ 特定教育・保育の提供の開始に際しての内容及び手続の説明及び同意 ・ 利用申し込みに対する正当な理由がない提供拒否の禁止 ・ 利用者負担額等の受領 ・ 特定教育・保育の取扱方針 ・ 緊急時等の対応 ・ 運営規程の策定及び揭示 ・ 平等に取り扱う原則等の子どもの適正な処遇に関する事項等について規定
	第3節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	特別利用保育及び特別利用教育の基準について規定
第3章 特定地域型保育事業の運営に関する基準		
	第1節 利用定員に関する基準（第37条）	特定地域型保育事業の利用定員について規定
	第2節 運営に関する基準（第38条～第51条）	・ 特定地域型保育の提供の開始に際しての内容及び手続の説明及び同意 ・ 利用申し込みに対する正当な理由がない提供拒否の禁止 ・ 利用者負担額等の受領 ・ 特定地域型保育の取扱方針 ・ 緊急時等の対応 ・ 運営規程の策定及び揭示 ・ 平等に取り扱う原則等の子どもの適正な処遇に関する事項等について規定
	第3節 特例地域型保育給付費に関する基準（第52条・第53条）	特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育の基準について規定